平成31年3月6日

各事業所　殿

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部
支部長　永東　康文

雇い入れ時の安全衛生教育及びビジネスマナー教育の開催について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生法(第59条)では「事業者は労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、延滞なく、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」と規定があります。

新入社員や中途採用者など仕事に慣れていない労働者は、業務に関する知識や経験が十分ではないために労働災害の発生率が高くなっています。

併せて、社会人として求められる意識(マナー知らずが会社に与える影響)やコミュニケーションの重要性(信頼につながる立ち居振る舞い)を学び、即戦力となる人材育成に役立つ研修となるよう計画いたしました。関係事業場におかれましては、この機会にぜひ受講していただきますようご案内いたします。

記

1．日　時　　平成31年4月17日(水)　9:00～17:00　(8:30～受付開始)

2．場　所　　米子市旗ヶ崎　　米子食品会館

3．対　象　　新入社員等
※名刺をお持ちの方はご持参ください。

4．講　師　　(一社)鳥取県産業環境協会　　清水淳子氏
(株)ウィズスタッフサポート　　竹内祐子氏

5．内　容　　法定教育項目のうち、下記の枠内に記載した業種に実施が求められている、
①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること。
②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
③作業手順に関すること。

④作業開始時の点検に関すること。

各事業場でその内容がさまざまであることから、別途各事業場で具体的内容に応じて教育していただくこととしていますので、ご留意、ご了承ください。

林業、鉱業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

6．講習時間　　雇い入れ時安全衛生教育　9:00～15:00

ビジネスマナー・接遇研修等　15:00～17:00

7．受　講　料（テキスト『新入者安全衛生テキスト』代金864円税込含む）

協会員　8，000円（1人あたり）　　非協会員　10，000円（1人あたり）

8．申込期限　平成31年4月9日（火）

9．受講申込

別添申込書に受講者の氏名を明記のうえお申込みいただき、受講料は講習日までに振込又は当協会へご持参下さい。お申込みはFAXが便利です。

※受講料は、受講当日は受付けません。

【口座番号】山陰合同銀行　米子支店（普）3699989

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部

（締切日以降に取消がありましても受講料は返却いたしませんので予めご了承下さい。）

10．その他

1）労働基準協会発行の特別教育等受講者記録（旧受講証）をお持ちの事業所は必ず受講者に持参させ受付の際に提出してください。

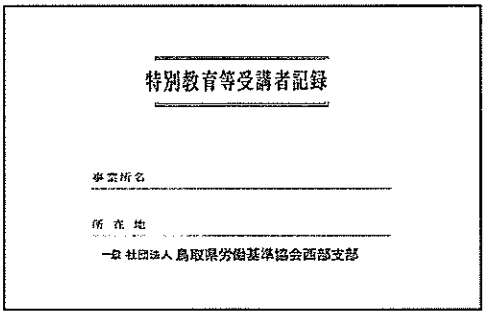

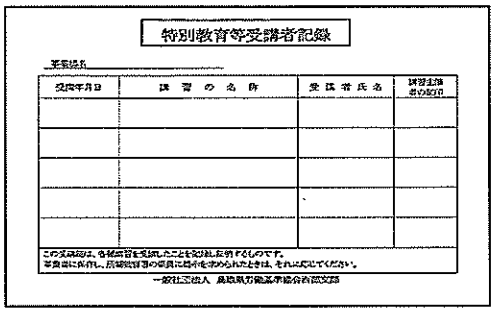

2）受講者への受講票は予め発行しませんので開始時刻までに会場においで下さい。

3）問い合わせ先

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部

TEL　34－5876　　FAX　34－6877

雇い入れ時の安全衛生教育及びビジネスマナー教育申込書

４月 １７日（水）

フリガナ 氏　　名

上記のとおり申し込みます。

協　会　員（東　部・中　部・西　部）　　非　協　会　員
（該当する方に○印をして下さい）

なお、受講料は（　　月　　日）振込みます。
（　　月　　日）協会へ持参します。
受講料は、受講当日は受付けません。
【振込口座番号】山陰合同銀行　米子支店（普）3699989
（一社）鳥取県労働基準協会西部支部

平成　　年　　月　　日

事業所名

所在地〒

（TEL　　）
（FAX　　）

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部長　殿

（申込期限　4月9日）
（FAX　0859－34－6877）